

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う厳しい経済状況を踏まえ、市独自の取り組みを含んだ支援措置をご案内します

世帯で申請	新型コロナウイルス感染症の影響を受け 主に休業等により収入が減少した 貸付 緊急小口資金(特例) ●貸付上限:20万円以内 ●据置期間:1年以内 ●償還期限:2年以内	新型コロナウイルス感染症の影響を受け 主に失業等により収入が減少した 貸付 総合支援資金(特例) ●貸付上限:単身15万円以内、 2人以上20万円以内 ●据置期間:1年以内 ●償還期限:10年以内 ●貸付期間:原則3カ月以内	住居を失った・失うかもしれない 住居確保給付金 (支給要件があります。) ●支給額:家賃相当額(生活保護の住宅扶助限度額が上限) ●支給期間:原則3カ月(延長ができる場合もあります。)
	市社会福祉協議会 ☎547-8319		

資金繰りのため**融資**を受けたい

危機関連保証 15%以上売上減

セーフティネット保証4号・5号 <4号>20%以上売上減 <5号>5%以上売上減

利子補給事業 ●運転資金(上限3,000万円)にかかる利子(年利1.3%)
●補給期間:3年間

☎ 創業経営支援課 ☎585-6029

売上げが半減した

小規模事業者店舗家賃支援事業 ●補助限度額:8万円/月(3月~5月の家賃相当額)
●補助率:5分の4 ●申請期限:6月30日(火)

☎ 商工労政課 ☎547-9791(コールセンター)

商店街で感染症対策に取り組みたい

商店街活性化事業(新型コロナウイルス対策)
●感染症拡大防止関連の取り組み(衛生管理事業、広報事業、テイクアウト事業など)に対して1商店街当たり上限100万円補助 ●実施期限:6月30日(火)

☎ 商工労政課 ☎537-7294

経営などについて**相談**したい

中小企業者・個人事業主 経営・金融相談窓口
●受付時間:月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分(祝日を除く)

☎ 創業経営支援課 ☎585-6029

医療機関・福祉施設が申請


運営資金を借り入れた

医療機関運営資金貸付金利子補給金
●補給期間:最大3年間 ☎ 保健総務課 ☎536-2222

障がい者福祉施設等運営資金貸付金利子補給金
●補給期間:最大3年間 ☎ 障害福祉課 ☎537-5785

高齢者福祉施設等運営資金貸付金利子補給金
●補給期間:最大3年間 ☎ 長寿福祉課 ☎537-5744

その他にも各種助成があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

「発熱外来専門医療機関」の開設(設置場所非公開)

一般の外来とは別に発熱症状のある人を専門に診療する外来です。患者が安心して受診でき、医療機関も安心して診療できる体制を整えました。

【診療方法】事前予約制

【予約の流れ】まずは医療機関(かかりつけ医等)に受診もしくはお電話ください。医療機関からの連絡により、保健所にて予約時間を調整します。

※予約時間は必ず守ってください。
 ※公共交通機関を使っでの移動は控えてください。
 ※受診の際は必ずマスクの着用をお願いします。

新型コロナウイルス感染症について
 受診や予防に関する相談:大分市保健所 ☎536-2222 (24時間対応)